

【資料2-1】

「新潟市障がいのある人もない人も 共に生きるまちづくり条例」について

平成29年2月2日(木)

新潟市障がい者基幹相談支援センター西

主任相談員 竹田 一光

本日の説明内容

- I 条例制定までの経緯
- II 条例の概要
- III 差別として寄せられた相談事例

I 条例制定までの経緯

新潟市共生まれづくり条例(略称)制定の検討に至った経緯

○国際社会の動き 1990年 ADA〈障害を持つアメリカ国民法〉

障害者権利条約

① 障害者の人権及び基本的事由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、

障害者の権利の実現のための措置について定めたもの

② 2006 平成18年12月13日に国連総会で採択。

2008 平成20年5月3日に発効。

③ 締結国は140か国及び欧州連合(平成26年1月20日時点)

障害者の権利の実現のための措置

《主なもの》

- ◆ 障害に基づくあらゆる差別
(合理的配慮の否定を含む。) を禁止
- ◆ 障害者が社会に参加し、包容されることを促進
- ◆ 条約の実施を監視する枠組みを設置、等

日本における条約発効までの動き

平成19年9月、条約に署名（条約の締結は行わない）

※署名後、条約締結に向け様々な法律などの制定・改正等が行われる

【主な法律などの制定・改正等】

平成23年6月 障害者虐待防止法制定

平成23年8月 障害者基本法改正

平成24年6月 障害者総合支援法制定／障害者優先調達推進法制定

平成24年7月 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進(報告)」をまとめる

平成25年6月 障害者雇用促進法改正／**障害者差別解消法制定**

平成25年12月4日、条約締結のための国会承認

平成26年2月19日より、条約が日本で発効

障害者差別解消法

【概要】

- ① 国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現
- ② 国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止すること。
- ③ 差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること。
- ④ 行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」・「対応指針」を作成すること。
- ⑤ 相談及び紛争の防止等のための体制の整備、啓発活動等の障害を理由とする差別を解消するための支援措置に関すること。

新潟市の動き

年月	内 容
平成20年9月議会	新潟市独自の障がい者の条例の制定について質問があり、市長が「基本条例を含めて幅広い議論を行う必要がある」と答弁
平成21年10月	「新潟市障がい者施策推進協議会（現：新潟市障がい者施策審議会）」で基本条例に関する調査・研究
平成23年6月 ～平成24年2月	「（仮称）新潟市障がい者基本条例」にかかる意見集約のための作業部会（全5回） ⇒作業部会報告書をまとめる （条例の必要性、期待される効果、制定後の取組み等）
平成24年3月	<u>作業部会報告書を基に、「（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例」の制定についての提言書を作成。協議会から市長に提出</u> <u>⇒「条例制定のための検討委員会」の設置を提言</u>
平成25年4月	（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例検討会を設置

条例検討会委員名簿

	氏名	所属		氏名	所属
1	石川 渉	(特非)新潟市ろうあ協会	11	佐藤 佐智夫	(一社)新潟県経営者協会
2	金子 誠一	新潟SCDマイマイ	12	佐藤 洋子	新潟人権擁護委員協議会
3	熊倉 範雄	(福)新潟地区手をつなぐ育成会 ※副座長	13	白柏 麻子	(一社)新潟市医師会
4	正道 沙織	(特非)にいがた温もりの会	14	竹田 一光	(公社)新潟県社会福祉士会 権利擁護センター ぱあとなあ新潟
5	長谷川 イミ	新潟市身体障害者福祉協会連合会	15	田中 伸至	新潟大学法学部
6	柘屋 清則	(特非)にいがた・オーティズム	16	遁所 直樹	(福)自立生活福祉会
7	松永 秀夫	(福)新潟県視覚障害者福祉協会	17	長澤 正樹	新潟大学教育学部 ※座長
8	伊東 佳寿子	公募委員	18	長谷川 美香	(有)ミカユニバーサルデザイン オフィス
9	川崎 英司	(福)とよさか福祉会	19	和田 徹	新潟交通(株)
10	角家 理佳	新潟県弁護士会			

検討会設置後の経緯

日 程	検 討 内 容
H25.4.17	(仮称)障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例検討会を設置
H25.4.21～6.20	障がいを理由とした生きづらさ・差別事例の募集（91通・167事例）
H25.6～H26.4	第1～10回条例検討会開催
H26.4	中間とりまとめ完成
H26.6～7	市民を対象に意見交換会を開催（全9回、参加者数422人）
H26.9～H27.4	第11～17回条例検討会開催
H27.4	最終とりまとめ完成
H27.5.8	最終とりまとめを市長に提出
H27.5.21～6.19	パブリックコメント（提出者数8人、提出意見数21件）
H27年9月議会	議会審査
H27.10.1	条例公布
（6ヶ月）	周知・準備
H28.4.1	条例施行

寄せられた主な事例

- ①【精神障がい】 統合失調症を持つ患者さんが、〇〇病院の外来を受診しようとしたが、「統合失調症の方は、受診不可」と言われ診療を拒否された。窓口の相談員から詳しい説明やフォローは何も無かった。
- ②【視覚障がい】 役所で障がい者手帳を受け取るときに、公的サービスの一覧を読み上げてくれたが、最初のいくつかの項目だけで読みあげを打ち切られてしまった。
- ③【聴覚障がい】 保育園での受け入れを拒否された。
- ④【知的・精神障がい】 商品に少し触っただけなのに、「汚い、触ったものは全部お金を払って」とお店の人に言われた。
- ⑤【知的・発達障がい】 障がいに対する認識不足からか、学校生活で何か問題が起きた時、我が子のことが疑われることが多くあった。
- ⑥【精神・発達障がい】 店で手帳を見せたら、一転、ぞんざいな態度にかわった。

差別事例の検証後の委員の感想

- 障がいに対する偏見や誤解、無理解から、障がいのある人が生きづらさ・差別感を感じている
- 話し合いにより相互理解が深まれば、寄せられた差別事例の多くは解決できるのでは

Ⅱ 条例の概要

新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例【概要】

1 目的

障がいのある人もない人も安心して暮らせる共生社会の実現

2 基本理念

全ての市民が、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるとともに、話し合いにより相互の立場を理解すること

3 市の責務

障がいのある人に対する差別を解消するとともに、この条例の目指すべき社会を実現するための施策を推進すること

4 市民・事業者の役割

- (1)障がいや障がいのある人に対する理解を深めるとともに、障がいのある人に対する差別を解消する取組みを市と一体となって行うよう努めること
- (2)障がいのある人の生きづらさや思いを受け止め、障がいのある人との交流を深めるよう努めること

5 条例で禁止している事項

市・事業者に対して、福祉サービスや医療など9分野における差別（不利益な取扱い・合理的配慮の不提供）を法的義務で禁止

- 不利益な取扱い…正当な理由がないのに、障がいがあるということでサービスなどの提供を拒否したり、制限したり、また障がいのない人には付けない条件を付けたりすること
- 合理的配慮の不提供…障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合、又は意思の表明がなくても何らかの配慮が必要なことを認識しうる場合に、その人の人権・意向を尊重して、社会的障壁を取り除く合理的な配慮をしないこと（過重な負担である場合を除く）

6 差別の未然防止策

- (1)障がいや障がいのある人に対する理解を深める周知啓発・研修の実施
- (2)障がいのある人に対する差別の解消に向けた協議提案を行う「条例推進会議」の設置

7 差別の事後対応策

- (1)障がい種別・内容を問わずに対応する「相談機関」を設置
- (2)助言・あっせんの必要性について建議する「調整委員会」を設置
- (3)条例の実効性確保のため、「助言・あっせん、勧告、公表」を規定

8 障がいのある人の自立・社会参加のための支援

- (1)教育…個別の教育支援計画の作成の義務化（市立学校を対象）
- (2)保育…個別の支援を行うための計画の作成の義務化（市立保育所・市が認可する保育所を対象）
- (3)就労支援…障がいのある人の必要とする就労相談・支援を行うこと
- (4)建物の管理等…建物の管理・整備にあたっては、可能な限り障がいのある人の意見の把握に努めること
- (5)居住場所の確保
- (6)適切な説明…障がい特性に応じた適切な説明及び情報提供を行うよう努めること
- (7)情報及び意思疎通

9 その他条例の特徴・解釈

- (1)市民にとって親しみやすい・分かりやすい条例にするため、文体を「です・ます」体としています。
- (2)合理的配慮について、差別解消法を上回る規定を3つ設けています。（※13ページ参照）
- (3)一般私人の関係（隣人・家族関係など）における差別は、この条例の対象ではありません。
- (4)差別を法的義務で禁止していますが、話し合いによる解決を目指します。
- (5)バリアフリー化などの環境の整備については、合理的配慮と分けて位置付けています。（※16ページ参照）
- (6)罰則は規定していません。

条例で規定する「障がいのある人(第2条1号)」と「社会的障壁(第2条2号)」

●「障がいのある人」・・・①身体障がい、②知的障がい、③精神障がい、④発達障がい、⑤難病を原因とする障がい、⑥（その他）心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称します。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの ※障がい手帳の所持者に限りません。

●「社会的障壁」・・・障がいがあることにより、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの

1 目的（第1条）

障がいのある人もない人も安心して
暮らせる共生社会の実現

2 基本理念（前文）

全ての市民が、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるとともに、
話し合いにより相互の立場を理解すること

3 市の責務（第3条）

障がいのある人に対する差別を解消するとともに、この条例の目指すべき社会を実現するための施策を推進すること

4 市民・事業者の役割（第4条）

(1)障がいや障がいのある人に対する理解を深めるとともに、障がいのある人に対する差別を解消する取組みを市と一体となって行うよう努めること

(2)障がいのある人の生きづらさや思いを受け止め、障がいのある人との交流を深めるよう努めること

5 条例で禁止している事項 (第2条第3号・第4号、第5条)

市・事業者に対して、

福祉サービスや医療など9分野における

差別（不利益な取扱い・合理的配慮の

不提供）を法的義務で禁止

(1) 不利益な取扱い

正当な理由がないのに、障がいがあるということなどでサービスなどの提供を拒否したり、制限したり、また障がいのない人には付けない条件を付けたりすること

(2) 合理的配慮の不提供

障がいのある人から何らかの配慮（社会的障壁を取り除くこと）を求める意思の表明があった場合（意思の表明が困難な障がいのある人の場合は、その支援者等から求めを含む）

又は意思の表明がなくても障がいのある人に何らかの配慮が必要なことを認識しうる場合に、
その人の人権・意向等を尊重して、
社会的障壁を取り除く変更や調整をしないことをいいます（過重な負担である場合を除く）

新潟市条例における合理的配慮の特徴

	障害者差別解消法	条例
民間事業者に対する合理的配慮の不提供を禁止する規定	努力義務	法的義務
合理的配慮の発生要件	<ul style="list-style-type: none"> ●障がいのある人から何らかの配慮(社会的障壁を取り除くこと)を求める意思の表明があった場合(意思の表明が困難な障がいのある人の場合は、その支援者等から求めを含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ●障がいのある人から何らかの配慮(社会的障壁を取り除くこと)を求める意思の表明があった場合(意思の表明が困難な障がいのある人の場合は、その支援者等から求めを含む) ●<u>意思の表明がなくても障がいのある人に何らかの配慮が必要なことを認識しうる場合</u>
障がいのある人の人権・意向等を尊重する規定	なし	あり

6 差別の未然防止策

(1) 障がいや障がいのある人に対する理解を深める周知啓発・研修の実施（第6条）

障がいを理由とする差別に係る市の研修体制

研修の対象者	研修を行う者	研修名
一般職員		
新任課長	職員研修所長	新任課長研修
保育士以外の職員	職員研修所長	新採用職員研修
保育士	保育課長	新任保育士研修会
再任用職員	所属長	職場研修
任期付職員	職員研修所長	職員基礎研修
臨時・非常勤職員等		
臨時的任用職員（1号臨時職員）	職員研修所長	職員基礎研修
臨時職員（2号臨時職員）	所属長 ※保育士の場合は 園長	職場研修
非常勤職員		

出典：「新潟市職員対応要領」

条例に係る周知実績（平成28年12月1日現在）

①市職員向け35回

（所属長研修、新任職員研修、主任保育士研修、中学校教頭会など）

②障がい当事者団体・支援団体等 21回

（江南特別支援学校保護者説明会、民生委員障がい者福祉部会研修、にいがた温もりの会研修会など）

③福祉事業所等 15回

（愛宕福祉会障がい者部門職員研修会、中央福祉会職員研修会など）

④その他（研修等） 41回

（各区自立支援協議会、中学校での周知啓発、新潟市社会福祉協議会職員研修など）

⑤その他（チラシ配布等） 12回

（街頭キャンペーン、障がいフェスなど）

6 差別の未然防止策

(2)障がいのある人に対する

差別の解消に向けた協議提案を行う

「条例推進会議」の設置（第8条）

条例推進会議の役割

●相談機関に寄せられる差別事例について
情報共有を図るとともに、障がい等を理由と
した差別解消に向けた協議提案を行うこと

※障害者差別解消支援地域協議会を兼ねる

第8条 市は、障がい及び障がいのある人に対する市民の理解を深め、差別の解消を図ることを目的として、新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例推進会議（以下「条例推進会議」といいます。）を設置します。この場合において、条例推進会議は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会を兼ねるものとします。

2 条例推進会議は、前項の目的を達成するため、必要な情報を交換するとともに、次に掲げる事項に関し、自ら調査審議し、必要と認められる事項を市長に建議することができます。

（1） 障がいのある人からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた差別を解消するための取組に関すること。

（2） 障がい及び障がいのある人に対する理解を深め差別をなくすための取組を担う人材の育成に関すること。

（3） 周知啓発の実施状況その他のこの条例の施行の状況に関すること。

（4） 前3号に掲げるもののほか、障がい及び障がいのある人に対する理解を深め差別をなくすために必要な事項

3 前2項に定めるもののほか、条例推進会議の運営に関し必要な事項は、規則で定めるものとします。

■ 障害者差別解消支援地域協議会とは

障害者差別解消法では、国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事する者（以下「関係機関」）は、社会生活を円滑に営む上での困難を有する障害者に対する支援が効果的かつ円滑に実施されるよう、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「地域協議会」）を組織できるとされています。（法第17条第1項）

1 地域協議会とは

<地域協議会の事務>

障害者差別に関する相談等に係る協議や地域における障害者差別を解消するための取組に関する提案に係る協議を行う

※個別事案ごとに差別か否かの判断を行うことまでは想定されていない

- ・事案の情報共有や構成機関への提言
- ・地域における障害者差別解消の推進のための取組に関する協議・提案
- ・事案の解決を後押しするための協議 など

<対象となる障害者差別に係る事案>

一般私人による事案は地域協議会における情報共有の対象としないが、環境の整備に関する相談、制度等の運用に関する相談については情報共有の対象とする

2 地域協議会の組織

都道府県、市町村、特別区など地方公共団体が主導して組織する
詳細については、内閣府ホームページに掲載されています。

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

条例推進会議委員名簿

	氏名	所属		氏名	所属
1	佐藤 清治	新潟市身体障害者福祉協会連 合会 会長	13	長澤 正樹	新潟大学教育学部教授
2	松永 秀夫	新潟県視覚障害者福祉協会 理事長	14	永井 裕子	新潟市小学校長会 真砂小学校長
3	柳 博明	新潟市ろうあ協会 理事長	15	竹之内佳子	新潟市中学校長会 金津中学校長
4	山岸 洋子	にいがた温もりの会 理事	16	村山 優樹	新潟交通 乗合バス部長
5	熊倉 範雄	新潟地区手をつなぐ育成会 会長	17	平松 勝	新潟県宅地建物取引業協会 会長
6	角田 千里	にいがた・オーティズム 理 事長	18	石原亜矢子	新潟日報 報道部長代理
7	金子 誠一	新潟SCDマイマイ 会長	19	青木 伸之	NHK新潟放送局 放送部長
8	磯部 亘	新潟県弁護士会 高齢者・障害者の 権利に関する委員会 委員長	20	斎藤 聖治	新潟市私立幼稚園・認定こど も園協会 会長
9	大橋 道子	新潟市障がい福祉サービス事業管 理者連絡会 幹事	21	平澤 正人	新潟市私立保育園協会 会長
10	荻荘 則幸	新潟市医師会 理事	22	坂上 たん	民生委員・児童委員連合会 会長
11	大高 知史	新潟商工会議所 理事・事務 局長	23	大用 信夫	新潟地方法務局人権擁護課長
12	飯田 薫	労働局職業安定部職業対策課 長			

これまでの取組み

- 平成27年に内閣府のモデル事業として、
「新潟市障害者差別解消支援地域協議会の
在り方検討会」を2回開催
(平成27年11月・平成28年1月)
- 新潟市職員対応要領
- 事業者向け対応指針

今後の取組み

- 平成29年2月7日(火)に開催予定
- 相談機関に寄せられた差別事例（36件）
について情報共有
- 市で実施した障がいのある人に対する配慮・改善事例について報告

7 差別の事後対応策（第9～16条）

(1)障がい種別・内容を問わずに対応する「相談機関」を設置

(2)助言・あっせんの必要性について建議する「調整委員会」を設置

(3)条例の実効性確保のため、「助言・あっせん、勧告、公表」を規定

(調整委員会の設置等)

第16条 市は、差別に係る紛争の解決を図ることを目的として、新潟市共生のまちづくりに関する調整委員会（以下「調整委員会」といいます。）を設置します。

2 調整委員会が所掌する事務は、次に掲げるとおりとします。

(1) 市長の諮問に応じ、差別に係る事項を調査審議すること。

(2) 調査結果に基づき、市長に対して助言又はあつせんの必要性について建議すること。

3 前2項に定めるもののほか、調整委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定めるものとします。

調整委員会委員名簿

	分野	所属	氏名
1	法律	新潟県弁護士会 高齢者・障害者の権利に関する委員会 副委員長	角家 理佳
2	福祉	新潟市障がい福祉サービス事業管理者連絡会 幹事	宇治 彩子
3	医療	(一社)新潟市医師会 理事	荻荘 則幸
4	商品・サービス提供	新潟商工会議所 事業部次長兼まちづくり支援課長	羽賀 康明
5	労働・雇用	ハローワーク新潟 所長	布施 幹男
6	教育	教育相談センター 指導主事	佐藤 昇誠
7	建物・公共交通	(有)ミカユニバーサルデザインオフィス 代表	中村 美香
8	元市議会議員	元新潟市議会副議長	青木千代子
9	障がい当事者等	(福)新潟地区手をつなぐ育成会 会長	熊倉 範雄
10	障がい当事者等	(福)自立生活福祉会 理事	遁所 直樹
11	障がい当事者等	ぴあ・ふあみりい 代表	梅山 道子

8 障がいのある人の自立・社会参加のための支援 (第17～24条)

- (1) 教育…個別の教育支援計画の作成の義務化（市立学校を対象）
- (2) 保育…個別の支援を行うための計画の作成の義務化
（市立保育所・市が認可する保育所を対象）
- (3) 就労支援…障がいのある人の必要とする就労相談・支援を行うこと
- (4) 建物の管理等…建物の管理・整備にあたっては、可能な限り障がいのある人の意見の把握に努めること
- (5) 居住場所の確保
- (6) 適切な説明…障がい特性に応じた適切な説明及び情報提供を行うよう努めること
- (7) 情報及び意思疎通

9 その他条例の特徴・解釈

(1)市民にとって親しみやすい・分かりやすい条例にするため、文体を「です・ます」体としています。

(2)合理的配慮について、差別解消法を上回る規定を3つ設けています。

(3)一般私人の関係（隣人・家族関係など）における差別は、この条例の対象ではありません。

9 その他条例の特徴・解釈

(4) 差別を法的義務で禁止していますが、話し合いによる解決を目指します。

(5) バリアフリー化などの環境の整備については、合理的配慮と分けて位置付けています。

(6) 罰則は規定していません。

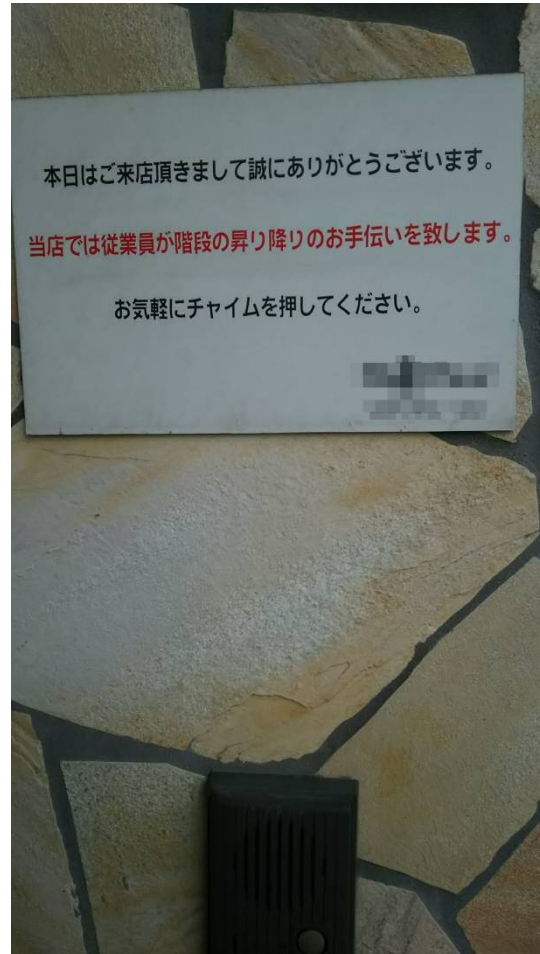
合理的配慮とバリアフリー

合理的配慮とバリアフリー化などの環境の整備（事前的改善措置）については、分けて位置付けている

	合理的配慮	事前的改善措置 (バリアフリー(※1)化・ 情報アクセシビリティ(※2))
対象	個人(個別具体的)	不特定多数
意思表示	あり(事後)	ない(事前)

※1 バリアフリー・・・障がい者や高齢者の生活に不便な障害を取り除こうという考え方。

※2 情報アクセシビリティ・・・ハードウェア・ソフトウェアの仕様やサービスの提供方法を工夫するなどして、高齢者や障がい者を含む多くの人々が不自由なく情報を得られるようにすること。



合理的配慮の好事例

(NHK:eテレバリバラHPより転載)

- スーパーで働く男性(自閉症スペクトラム)は、働きはじめたころ、曜日によって出勤時間が違い、遅刻を繰り返してしまっていた。
- 障害の特性から、環境の変化が苦手なため、生活リズムを崩していたためだった。
- 男性は、店長に、自分の障害の特性をきちんと伝え、相談したところ、出勤時間のばらつきをなくし、時間を統一してもらった。そうすることで遅刻も欠勤もなくなった。

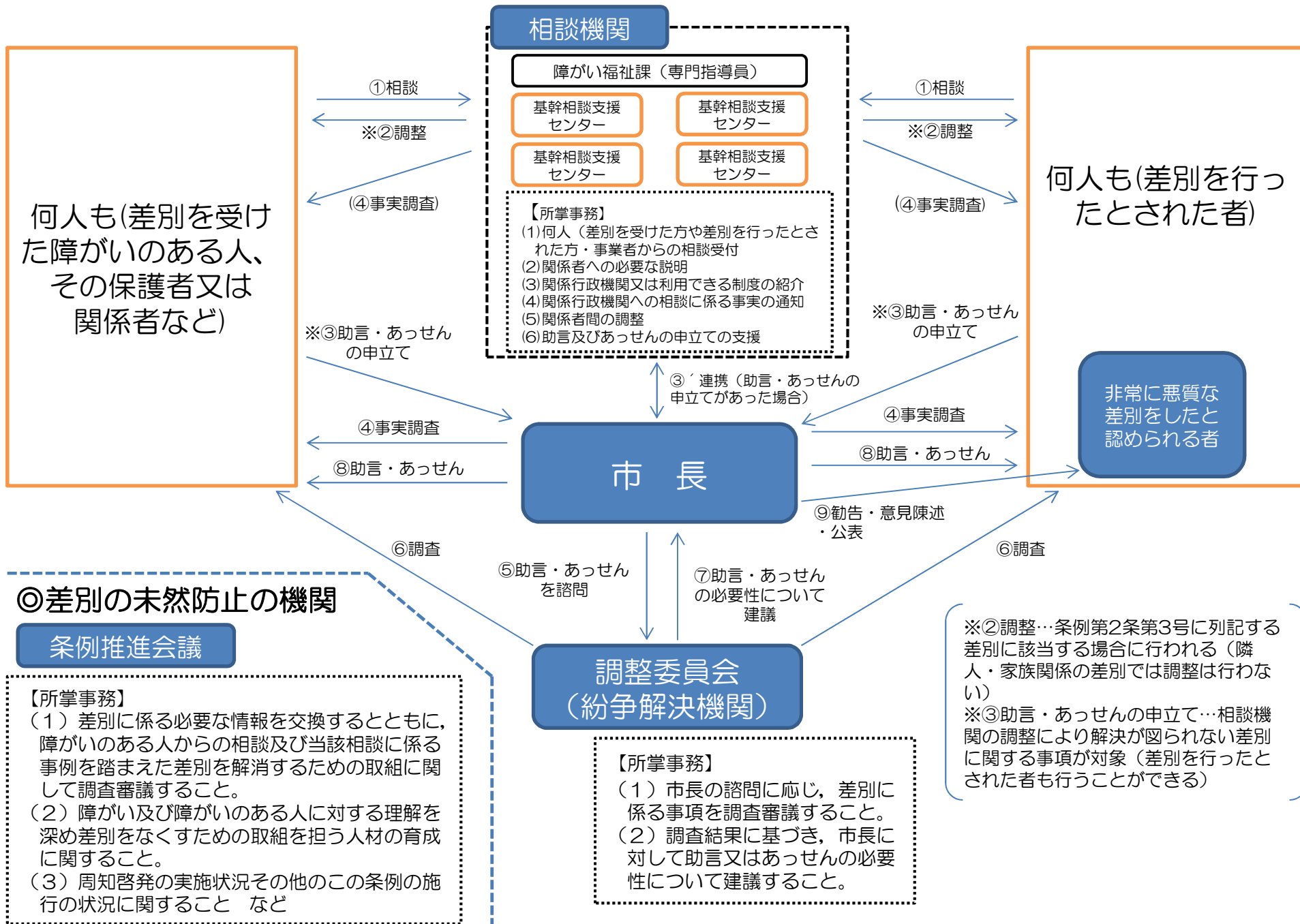
- 合理的配慮のポイントは、その人の意向を尊重しながら、それぞれの特徴や状況に応じた配慮を考えること。
- また、配慮する側の負担が重すぎる場合には、ほかにどんな工夫ができるか対話を重ねていくことが重要

合理的配慮の意味を勘違いしないで by 玉木幸則 (NHKバリバラ)

- これがスタートやと思う。
- これから何回もこの障害者差別解消法の内容は伝えていかなあかん。
- 例えば(障害者への合理的配慮において)
“**過剰な負担がない限り**”というのがあるけどそれは「**過剰な負担になるなら配慮をしない**」ということではなく「**違う方法を探していく!**」
ってこと

- 合理的配慮を英語で言うと、「reasonable accommodation」。
- reasonableは、理に適ったという意味。
- Accommodationは、調整、和解、順応、適合
- だからお互いにすり合わせてやっていくことが本来の意味。
- ただ(障害者に対しての)設備を作ればいいとかだけじゃなくて、「ひとを排除しない」ということやから。
- それを念頭にどんな工夫ができるか、そこが問題やと思う。

相談機関・調整委員会・条例推進会議（第8条～第16条関連）



この条例は差別を気付かす “太陽”

～北風と太陽の話の～

- 私達は“知らない”が故に意識なき差別をしている事がある
- 気づかないで差別している事を改善する為に必要なのは糾弾し罰する事？
- それでは、かえって差別意識を助長する
- 必要なのは、知ってもらうこと。気づいてもらうこと。
- だから、基本、罰で律することはしない
- 丁寧に、双方の訴えを聞き取る窓口を備え(基幹相談)、事実調査をし、“相互理解に到達すること”を目標とした
- ただ、本来あるべき姿を明示し、市民がそれに気づける施策(“差別の未然防止の機関”としての「条例推進会議」)を備えた
- また、助言又はあっせんが必要な場合の“紛争解決機関”として「調整委員会」を備えた

条例での相談対応が少しずつ新潟市を 差別のよい少ないまちに変えていく

- ぼく(条例)の前に道はない。ぼく(条例)が歩んだ跡に道(差別の少ないまち)は出来る * 障がいを持つアメリカ国民法
- 一つひとつの相談と相談対応、より事前に知るための啓発活動が、このまちを、逐次、変えていく
- それが、私達の条例「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」
- これまで、どれだけの方が社会の“理不尽さ”に“泣き寝入り”させられてきただろう・・・
- 条例が出来た今、私達は「もう誰も泣き寝入りしなくていい」ツール(道具)を手にした
- このツール(道具)を使って、新潟市を昨日より今日、今日より明日、住みやすいまちにしていくのは、私達市民一人ひとりです

Ⅲ 差別として寄せられた相談事例

差別として寄せられた相談事例

【事例1】全盲の視覚障がい者Aさんが「合理的配慮として代筆をお願いしたい」という申し出をし、B職員が申請書の代筆を行っていた。

その後、別の書類についても、代筆が必要なことに気付いたB職員が、C職員に代筆を行っても良いか確認したところ、C職員がAさんに対し「可能であれば自署でお願いしたい」と発言した。

そうしたところ、支援者Dさんから「事前に合理的配慮の提供を求めているのに、そのような発言をするのは、差別に当たるのではないか」という訴えがあった。

(種別：視覚、性別：不明、相談者：支援者、相談形態：電話)

【対応1】結果として合理的配慮の意思表示に基づき代筆を行ったため、差別には当たらない。しかし、職員が条例に対する理解が十分ではなかったため、再度周知を徹底した。

差別として寄せられた相談事例

【事例 2】全盲の視覚障がい者 E さんが、クレジットカードの作成に係る申請書の代筆を断られた。

E さんから、「合理的配慮の不提供でないか？」という訴えがあった。

(種別：視覚、性別：男、相談者：本人、相談形態：電話)

【対応 2】銀行員 2 人が立ち会い、妻が代筆することを条件に、代筆（合理的配慮）によるクレジットカードの作成が認められた。

差別として寄せられた相談事例

【事例3】職員採用試験で「試験問題は、活字印刷文により出題」という記載がある。

視覚障がいのある人を排除していることにならないか？

(種別：視覚、性別：不明、相談者：雇用主、相談形態：電話)

【対応3】試験問題を作成している業者に問合せたところ、点字版・音声版の試験問題はないという回答だった。

改正障害者雇用促進法では、採用時における合理的配慮の提供が義務とされているため、自前で点字版・音声版の試験問題を作成するように助言した。

差別として寄せられた相談事例

【事例4】 「F氏（要介護度5、持病有）のような手のかかる人は受け入れることができない」という理由で、G施設にショートステイの利用を拒否された。

不利益な取扱いに当たるのではないか？

（種別：肢体不自由、性別：男、相談者：本人、相談形態：電話）

【対応4】 G施設に事実確認に行ったところ、「F氏の持病に対応できる医師・看護師がいない」という理由から利用をお断りしたとのことだった。

そのため、この理由は正当な理由に当たると考え、差別に当たらないと判断したが、G施設には利用をお断りする際には、その理由を丁寧に説明するよう指導した。

差別として寄せられた相談事例

【事例5】 体育施設の芝生部分に車イス利用者が入れないのは、不利益な取扱いに当たるのではないか？

(種別：肢体不自由、性別：不明、相談者：支援者、相談形態：面談)

【対応5】 所管課・施設管理者と協議の結果、車イス利用者が芝生の上に入れることになった。

差別として寄せられた相談事例

【事例6】ラーメン屋に入ろうとしたところ、盲導犬の同伴を理由に入店を断られた。障がい等を理由とした差別（不利益な取扱い）に当たるのではないか？

（種別：視覚、性別：女、相談者：本人、相談形態：電話）

【対応6】身体障害者補助犬法及び条例に違反することを伝え、今後は盲導犬を同伴する障がいのある人を受け入れることになった。

差別として寄せられた相談事例

【事例7】現在、聴覚障がいを理由に医療機関から健康診断を断られている。過去にその医療機関で健康診断を受けたことがあり、断られたことが納得できないため、明確な理由をいま問い合わせている。

(種別：聴覚、性別：男、相談者：本人、相談形態：メール)

【対応7】もしこれから医療機関とやりとりがあるのであれば、「正当な理由なく、聴覚障がいを理由に、医療機関が診療を断ることは、障害者差別解消法及び障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例で禁止する差別に該当する」ということを伝えてください。

差別として寄せられた相談事例

【事例 8】講演会のチラシに「車いす席（3席）」と記載するのは適切か？他に良い記載方法があるか教えて欲しい。

（種別：肢体不自由、性別：不明、相談者：講演会主催者、相談形態：電話）

【対応 8】椅子を外すなどして、3席以外に車椅子スペースを確保できないか、講演会会場に確認するよう助言した。

差別として寄せられた相談事例

【事例9】ワンマンカー列車は、左右どちらの扉が開くか、アナウンスがない。

(種別：視覚、性別：男、相談者：本人、相談形態：電話)

【対応9】自動でアナウンスできるシステムの導入については、条例で規定する差別の問題ではなく、環境の整備に当たる。

事業者からは、「今後、新車を導入する際、システムの導入について検討したい」という回答があった。

差別として寄せられた相談事例

【事例10】 県立学校の寄宿舍で、おやつやジュースの飲食時間が定められているが、障がいのない人の寄宿舍では、そのようなルールを定めていないと思われる。

このことは不利益な取扱いに当たるのではないか？

(種別：発達、性別：男、相談者：母、相談形態：電話)

【対応10】 県立の学校であり、条例の対象外であるため、県障害福祉課に相談するよう助言した。

差別として寄せられた相談事例

【事例 1 1】 移動支援によりヘルパーが院内支援を行っている際に、尿検査のための採尿を病院看護師に依頼したが断られた場合、合理的配慮の不提供に当たるか？

(種別：知的、性別：男、相談者：事業者、相談形態：電話)

【対応 1 1】 本人がヘルパー又は看護師に採尿を手伝ってほしいという合理的配慮の提供を求めているのに、拒否することは合理的配慮の不提供に当る。

病院での採尿が困難であれば、自宅で採尿し通院時に持参する、又は指先採決による検査にするなど、別の方法で合理的配慮を提供することも考えられると助言。